廃止・休止・再開の手続き

（1） 届出が必要な場合

■　指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者等が、当該指定に係るサービスの事業を廃止、休止、再開するときに届け出る必要があります。

■　指定を受けた法人から別法人に事業が移行する場合は、当該指定を受けた法人の事業所は「廃止」の扱いとなり、別法人が新たに指定申請の手続きを行うこととなります。

（2） 届出書の記入方法

	届出様式	提出期限	
廃 止	廃止・休止届出書 （別紙様式第一号（七））	廃止予定日の １ヶ月前	廃止年月日：**月の末日**
休 止		休止予定日の １ヶ月前	休止開始日：**月の初日** 休止終了日：**月の末日** 休止期間は６ヶ月以内 休止期間の延長は１回だけとし、当初の休止期間と合わせた休止期間は１年以内とします。
再 開	再開届出書 （別紙様式第一号（六））	再開した日から １０日以内	再 開 日：**月の初日** 休止前の状況に変更が生じている場合は、変更届により変更事項を届けてください

※　廃止または休止の理由について

廃止または休止について、事業計画に基づくなど正当な理由があること、現にサービスを受けていた者に対する措置については、他の事業者への紹介等行い、利用者のサービス利用に支障を生じさせるおそれのないことなどを記入してください。

※　休止中の指定更新について

休止中の事業所は、人員、設備及び運営に関する基準を満たしていませんので、指定更新を受けることができません。したがって、指定の有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります。

事業再開の予定がない事業所については、速やかに廃止届を提出してください。

（3） 提出先及び提出部数

正本１部・副本１部を所管の健康福祉センターに提出してください。

なお、別途、申請者保管用として、副本１部を作成、保管しておいてください。